

議第99号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

令和5年9月21日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額		28,000,000円
事 故 の 概 要	種 別	職員の死亡による損害
	発 生 年 月 日	令和3年3月31日
	被 害 者	京都市立学校教員 (男性、当時50歳)
	損 害 の 程 度	死亡

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。